

## 次期社会資本整備重点計画に向けた中間とりまとめ骨子(案)について

## 1. 基本的認識

## (1) 経緯

現行の「社会資本整備重点計画」は、事業分野別であった9つの計画（道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸）を一本化し、計画内容を事業費から「達成される成果」（アウトカム指標）へ転換。

「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の重点的な4分野において目標を定め、達成状況を定量的に測定するための指標を設定し、施策横断的な取組み、事業分野別の取組みを推進。

## (2) 社会経済情勢の変化への対応

人口減少・少子高齢化の急速な進展は、我が国経済社会に構造的な変化をもたらす見込み。社会資本に対する要請は、今後、質・量ともに大きく変化する見込み。

都市公園、緑地保全その他公共施設空間の緑化など、「みどり」の社会資本の整備・保全・管理も、社会構造の変化に対応しつつ、自然と調和した安全な国土の再構築や個性と魅力ある生活環境の維持、美しい景観や文化・芸術への欲求の高まりなどへの適切な対応が必要。

日本の経済社会の投資余力の低下、財政制約が続くことも想定しながら、良好な都市環境を維持・向上、再生させる「みどり」の機能、特性を踏まえ、「みどり」の社会資本整備を戦略的かつ重点的に推進していく必要。

## (3) 次期社会資本整備重点計画に向けた「みどり」の視点

これからの「みどり」のあるべき姿を念頭に置き、国の政策課題に対応した必要性・緊急性を評価し、重点的な「みどり」の整備・保全・管理が進められるよう検討すべき。

政策的に取り組む「みどり」の対象範囲をできる限り柔軟かつ広範に広げる観点や、次世代に残すべきストックの積極的、効果的な活用を推進する観点からの検討を行うべき。

## 2. 重点的に整備・保全・管理を図る「みどり」の分野とその目標

### (1) 計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の対象範囲について

都市公園、道路、河川、港湾、広場、墓園、学校等の公共空間の「みどり」から、都市緑地法等による土地利用制限や契約・協定等によって担保されている民有の「みどり」や農地、林地、社寺境内地など、「みどり」の社会資本の概念をできる限り柔軟かつ広範にとらえて、これらを適切に整備・保全・管理するための方策を総合的に講じるべきである。

### (2) 重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域について

重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域を明確にし、限られた財源の中で、効率的・効果的・重点的に事業等を推進するための施策を講じる。

また、効率的・効果的な整備・保全・管理を推進するために、他事業、他分野等と積極的に連携を図る。

- ・暮らし： 高齢者・障害者をはじめ誰にとっても優しい都市づくりに資する「みどり」  
良好な子育て環境を形成する「みどり」
- ・環境： 自然生態系を保全し、多様な生物との共生の基盤となる水とみどりのネットワーク  
地球温暖化対策、ヒートアイランド対策となる「みどり」
- ・安全： 広域・地域防災拠点、避難地・避難路、帰宅困難者対策となる「みどり」  
都市の防災機能を向上させる「みどり」
- ・活力： 観光・地域振興へ寄与する「みどり」  
歴史的・文化的資源等の活用や良好な都市景観の形成に資する「みどり」  
芸術・文化の香り高いまちづくりに寄与する「みどり」

### (3) 生活実感を反映した「みどり」の整備・保全・管理に係る指標について

公的に担保されている緑地だけでなく、契約・協定等により担保されている民有の緑地、建築敷地等における緑化など、さまざまな態様の「みどり」をできる限り柔軟かつ広範にとらえ、これらの整備・保全・管理の効果・成果が、満足度や生活実感として反映されたわかりやすい指標を設定すべきである。

また、量だけでなく「みどり」の機能、内容、質を反映した指標とすべきである。

さらに、地域の状況に応じた自主性・裁量性のある指標の設定について配慮するなど弾力的な運用を可能とする。

都市における「みどり」の量を表す総合的な緑地率、緑被率など面積比率の概念を導入した指標を検討。

- ・暮らし：高齢者や障害者等に対応したバリアフリー化や、誰にとっても優しい都市の形成に資する「みどり」の機能や満足度・質の確保に着目した指標、健康増進の観点からの指標などを検討。
- ・環境：地球温暖化対策（CO2 吸収源対策）にかかる指標、生物多様性や自然とのふれあいの基盤となる「水とみどりのネットワーク」の形成にかかる指標などを検討。
- ・安全：広域避難地の整備率（広域避難困難人口の解消率）、延焼防止・大気汚染軽減など災害等の軽減に着目した指標などを検討。
- ・活力：観光等の集客効果など、地域振興の寄与度や歴史的・文化的資源の活用等にかかる指標、「みどり」が創出する賑わいや多様な人々の参加等の視点からの指標などを検討。

#### (4) 「みどり」の整備・保全・管理の目標量について

過去の都市計画審議会答申や「緑の政策大綱(平成6年建設省決定)」においては、「1人当たり都市公園等面積 20 m<sup>2</sup>」や「市街地における持続性のある緑地 3割」を目標としてきたが、人口減少の局面を迎え、これからの集約型構造の都市像、生活像をも踏まえた適切な目標量を設定すべきである。

- ・中長期的な見通し・目標量を設定し、その内数として次期重点計画（5年）における達成度（達成目標）、アウトプット量を設定する。
- ・例えば、中長期的（10年程度）に完了（概成）させる「みどり」の政策分野を「防災」とし、広域避難地の整備率 100%（広域避難困難人口の解消）を目指すなど。

### 3. 多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

国や地方公共団体が行ってきた公園・緑地の整備・保全・管理に係る制度や事業手法等にとどまらず、私有地を含めた幅広い「みどり」の分野・領域において、地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等の活動も含めて、これらの整備・保全・管理を推進するための施策を幅広く展開すべきである。

- ・「みどり」の整備・保全・管理の手法に係る長期的な戦略
- ・公共事業として実施する施策分野・領域における重点的な投資
- ・多様な主体による多様な「みどり」の整備・保全・管理に係る制度の検討や、総合的な支援方策の充実
- ・「みどり」の国民運動など、普及啓発的手法による「みどり」の充実

#### 4. 歴史的・文化的資源を活用した「みどり」のあり方と整備・保全・管理の推進方策

地域のシンボルや郷土の誇りとなり、観光振興や地域振興の核となる「みどり」の存在は、美しい国づくり、観光立国実現等の礎ともなる地域社会の活力の拠点である。

こうした観点から、特に、歴史的意義を有する建造物や遺構等が周囲の自然的環境と一体をなして醸し出される歴史的風土や、将来に向けて新たな個性や魅力を形成する芸術性、文化性の創出に寄与する「みどり」を積極的に整備、保全、管理するための施策を幅広く展開するべきである。

#### 5. ストックのもたらす効果を総合的に高めるための「みどり」のあり方と整備・保全・管理の推進方策

高度経済成長期の宅地造成等に伴い整備された多くの都市公園等が老朽化し、今後、施設の更新等が必要となってくる中、「みどり」のストックのあり方や、維持管理コスト、更新コストの縮減に向けた整備・保全・管理方策について検討を行うべきである。

また、ストックのもたらす効果を、より大きく、総合的に発揮させ、利用者の満足度を高める「みどり」のあり方や方策について検討を行うべきである。

- ・都市の貴重な自然環境のインフラとしての効果
- ・良好な都市景観、季節感をもたらす存在としての効果
- ・環境学習、自然教育など学習の場としての効果
- ・市民参加、参画型社会形成の舞台としての効果
- ・中心市街地等、都市に生き生きとした活力をもたらす効果
- ・日常的なレクリエーションの場としての効果
- ・ストレスを癒す心身の健康増進の場としての効果
- ・芸術性、文化性など、都市文化の創出に寄与する効果